

令和8年度 幼児教育・保育の無償化に係る認定のご案内 (新2号・新3号認定、堺市独自助成(第2子以降無償化))

国の幼児教育・保育の無償化の概要

令和元年10月から、国による幼児教育・保育の無償化が始まりました。3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんと、市町村民税非課税世帯等の0歳児クラスから2歳児クラスのお子さんの保育料が無償となります。

預かり保育を利用する世帯については、1号認定（教育認定）を受けて対象施設に在園するお子さんのうち、保育の必要性の認定を受けた場合、預かり保育の利用料が無償となります（上限あり）。

堺市独自の無償化の概要

堺市では、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない市町村民税課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの第2子以降のお子さんについて、独自に無償化を実施しています。預かり保育を利用する世帯については、1号認定（教育認定）を受けて対象施設に在園する満3歳の第2子以降のお子さんのうち、保育の必要性の認定を受けた場合は、預かり保育の利用料が無償となります（上限あり）。

令和8年4月1日からの無償化認定を希望する場合

申請期間 令和7年10月1日（水）～令和8年1月10日（土）

認定通知の送付は、令和8年2月末までに行います。

※上記期間に間に合わない場合は、令和8年3月31日（火）までに、申請してください。

ただし、認定通知の送付は、令和8年4月末となる場合があります。

令和8年度途中からの無償化認定を希望する場合

令和8年4月以降、随時受け付けています。

申請時期 認定を希望する日の前月10日（23時59分受信分）までに申請してください。

※申請日より前に遡って認定することはできませんのでご注意ください。

急に保育の必要性が生じた場合など、申請が上記期限に間に合わない時は、裏表紙に記載の各区役所子育て支援課にお問い合わせください。

◆無償化に係る認定の申請方法について

認定に関する手続きは、原則、堺市電子申請システム（以下、「電子申請システム」といいます。）を使用したオンライン申請となります。

申請方法等の詳細は、次ページ以降をご参照ください。

目 次

☆ 無償化対象確認フロー

2

I. 教育・保育給付認定（1号認定）

1	1号認定の手続きが必要な方	3
2	認定こども園・幼稚園の入園までの流れ	3
3	オンライン申請時の注意事項	3
4	利用時間や保育料等について	4

II. 施設等利用給付（新2号・新3号認定）

1	対象施設	5
2	対象者・上限額	5
3	新認定の申請方法	6
4	申請でよくある質問	7
5	施設等利用費の請求方法	8
6	認定後の手続き	8

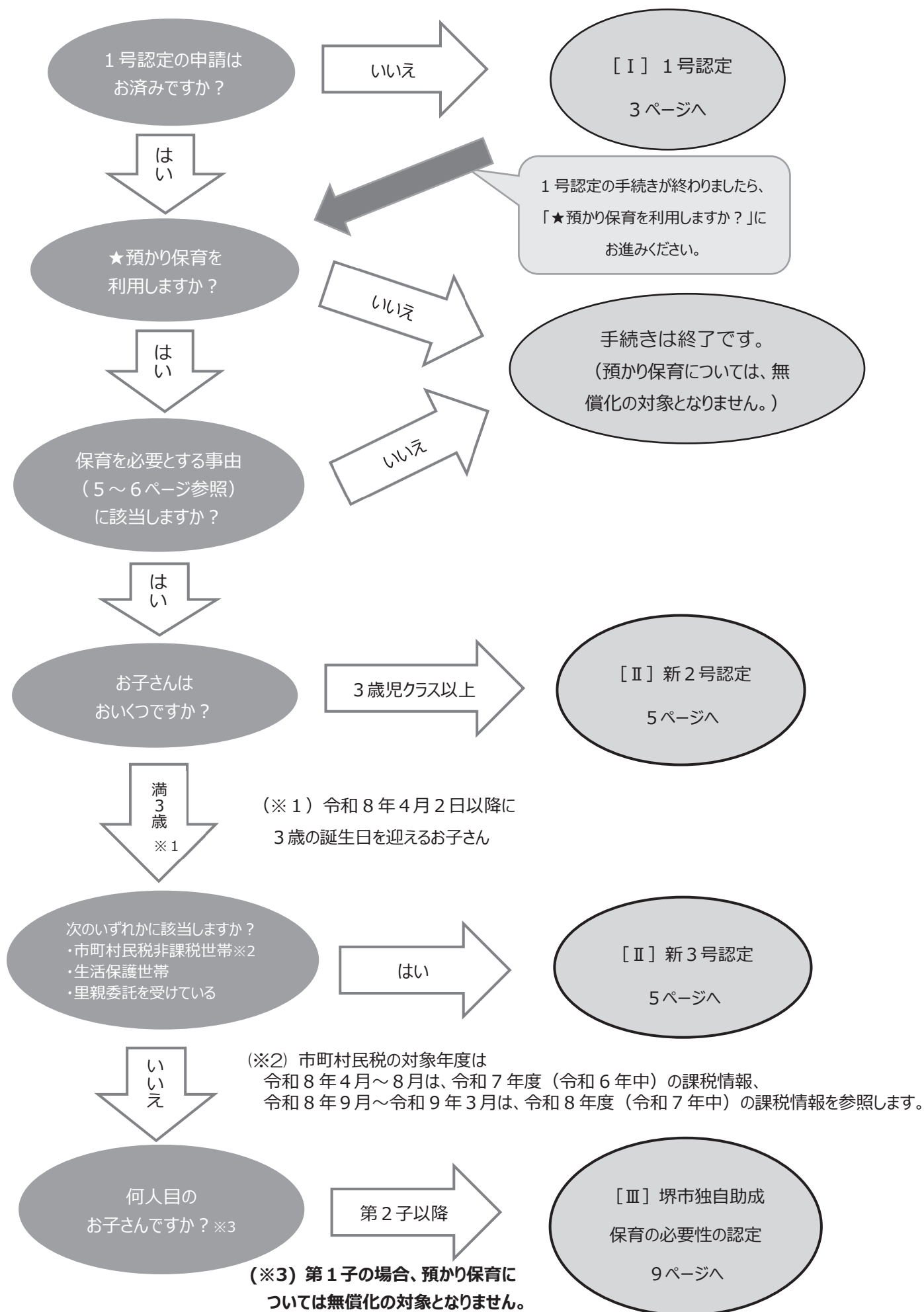
III. 預かり保育の利用料に係る堺市独自助成（課税世帯向け）

1	対象施設	9
2	対象者・上限額	9
3	保育の必要性の認定申請方法	10
4	助成金の請求方法	11
5	堺市独自の助成制度のよくある質問	12
6	認定後の手続き	12

○ 保育を必要とする事由の証明に必要な書類

1	就労証明書	14-21
2	診断書	26
3	介護・看護状況申告書	28
4	就学用タイムスケジュール申告書	29

無償化対象確認フロー



I. 教育・保育給付認定（1号認定）

1 1号認定の手続きが必要な方

満3歳以上（※1）のこどもで、認定こども園（教育部分）又は新制度へ移行した幼稚園（※2）の利用を希望し、入園の内定を受けた方

（※1）満3歳の誕生日の前日から認定が可能

（※2）令和8年度に新制度へ移行する幼稚園の在園児も1号認定の手続きが必要です。

2 認定こども園・幼稚園の入園までの流れ



3 オンライン申請時の注意事項

1. 電子申請システムでの申請手続きを初めて行う場合は、電子申請システムへのアカウント登録が必要となります。
登録には、申請者の氏名、住所、生年月日、メールアドレスの情報が必要です。
2. 認定保護者となる方がアカウントを作成すれば、申請の際、申請保護者名の入力を省略できます。
なお、既にきょうだいが別の保護者で認定を受けている場合、今回の申請者が認定保護者として変更されます。
3. 申請時に選択する「入所内定施設」について、選択誤りがないようにご注意ください。入所内定施設の正式名称は、入園案内等で確認してください。
4. 申請時に、次のデータ（スマートフォンで撮影した画像データ又はPDF）の添付が必要となりますので、ご準備ください。
☐ 申請者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カード など）
☐ 保護者の個人番号の確認に必要な書類（個人番号カード、個人番号記載の住民票、個人番号通知カードなど）
5. 申請の途中で入力を中断する場合は、一時保存の機能がありますので、申請画面下部の一時保存をクリックしてください。
申請画面を開いた状態で1時間以上経過すると入力した情報が消えてしまうのでご注意ください。

4 利用時間や保育料等

（１）利用できる時間（教育標準時間）

1号認定によって利用できる時間は1日4時間を標準とし、年間39週を下回らない範囲内で各園が定めています。
利用できる時間の前後（早朝・教育標準時間後）や長期休業（春・夏・冬）の期間中の利用については、各園によって、預かり保育などを実施している場合があります（別途料金）。

（２）保育料（利用料）・副食費

◆保育料（利用料）について

満3歳から小学校就学前まで、保育料は無償です。
ただし、通園送迎費、食材料費（主食費（米、パンなど）・副食費（おかず、おやつなど））、行事費などは、保護者の負担となります。また、園によっては、教育の質の向上のために必要な費用の上乗せ徴収や、教材費などの実費負担が必要な場合があります。事前に園にご確認ください。

◆副食費（おかず、おやつなど）の免除について

次のいずれかに該当する場合、副食費は免除となります。

- ①年収360万円未満相当世帯（市町村民税所得割額77,101円未満）
- ②小学校3年生以下のお子さんのうち第3子以降のお子さん

副食費の免除対象の算定根拠となる市町村民税（以下、「市民税」といいます。）の対象年度は、4月～8月、9月～翌3月で変わります（下表を参照）。そのため、9月以降で副食費の免除判定が変更となる場合があります。

対象期間	参照する市民税年度
令和8年4月～8月	令和7年度（令和6年1月～12月の所得）
令和8年9月～令和9年3月	令和8年度（令和7年1月～12月の所得）

※未申告や堺市外からの転入などの事情により税情報（課税・非課税）を本市が保有しない場合、副食費の免除の対象かどうかを判断するにあたり、課税状況のわかる書類を提出いただくことがあります。
税情報が不明な場合は、副食費は免除となりません。

【副食費の免除の決定にかかる市民税所得割額について】

父母および祖父母などその他扶養義務者（生計主宰者に限る）の市民税の合計に基づき決定します。
また、副食費の免除対象の算定根拠となる市民税所得割額は、税率6%として、調整控除以外の税額控除（寄付金控除、住宅借入金等特別控除など）の適用を受ける前の所得割額を用います。そのため、課税証明書に記載されている市民税額としての所得割額と、副食費の免除対象の判定に用いる所得割額が異なる場合があります。

生計主宰者：以下の項目を総合的に勘案し判断します

- ☐ お子さんを税法上の扶養親族としている ☐ お子さんを健康保険上の扶養親族としている
- ☐ 世帯の中で収入および課税額が最も多い

（３）変更・取消の申請（届出）

施設の利用をやめる、市外に転居する場合は、「教育・保育給付認定 変更申請」を下記QRコードより、申請してください。

【8102-保育変更】教育・保育給付認定 変更申請



Ⅱ. 施設等利用給付（新2号・新3号認定）

※施設等利用給付認定は、預かり保育の利用をお約束するものではありませんので、ご了承ください。
施設の定員を超える預かり保育事業の利用申込みがあった場合には、利用できない可能性があります。

1 対象施設

認定こども園（教育部分）、幼稚園（新制度）

2 対象者・上限額

【対象者】

堺市から1号認定（教育認定）を受けて対象施設に在園し、預かり保育を利用する世帯のうち、下記の「保育を必要とする事由」に該当する世帯のお子さんが対象です。

新2号認定	◆3歳児（年少）クラスから5歳児（年長）クラス ◆所得の制限なし
新3号認定	◆満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間 ◆市民税非課税世帯、生活保護世帯、里親委託を受けている世帯

【新3号認定の決定にかかる市民税の対象年度について】

利用月	参照する市民税年度
令和8年4月～8月	令和7年度（令和6年1月～12月の所得）
令和8年9月～令和9年3月	令和8年度（令和7年1月～12月の所得）

※令和7年度のみ非課税だった場合、令和8年4月から8月の利用分は無償化の対象となりますが、令和8年9月以降の利用分は無償化の対象外となります。

※課税世帯の場合、第2子以降のお子さんは堺市独自認定で無償化対象となります（9～11ページ参照）。

【上限額】

「日額450円×1か月の預かり保育利用日数（1か月の利用日数が26日以上の場合、新2号認定は月額上限11,300円、新3号認定は月額上限16,300円）」を支給限度額として、支給限度額と「実際に支払った額」を比較し、低い方の額を支払います。

【保育を必要とする事由】

保護者のいずれもが、以下の事由に該当していることが必要です。

保育を必要とする事由	保護者の状況
就労	月64時間以上、労働することが常態である場合 （フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働（自営業等）など、基本的にすべての就労を含む）
妊娠・出産（※1）	妊娠中であるか、または出産後間がない場合
病気など	病気、負傷、精神若しくは心身に障害（身体障害者手帳4級以上、療育手帳B2以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上など）のある場合
介護・看護	月64時間以上、親族（長期間入院などをしている親族を含む）を介護または看護している場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
求職活動（※2）	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合
就学	月64時間以上、就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）している場合
その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合

（※1）認定期間は、出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の属する月の月初から、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。

（※2）認定期間は、3か月を経過する日の月末までです。その期間に就労できなかった場合、基本的に給付認定ができなくなりますのでご注意ください。

3 新認定の申請方法

【期限】認定希望日の前月 10 日（23 時 59 分受信分）まで

手続きは、電子申請システムからオンラインで申請してください。

電子申請システムでの申請手続きを初めて行う場合は、電子申請システムへのアカウント登録が必要となります。
登録には、申請者の氏名、住所、生年月日、メールアドレスの情報が必要です。

※認定保護者となる方がアカウントを作成すれば、申請の際、申請保護者名の入力を省略できます。

※急に保育の必要性が生じた場合など、上記の期限に間に合わない時は、各区役所子育て支援課にお問い合わせください。

【8202-施設等利用給付認定 新2号・新3号】



【申請に必要な書類】

申請時に、次の必要書類を写真撮影したデータ（スキャン→PDF化したものでも可）を添付してください。

① 新3号認定（非課税世帯、生活保護世帯、里親委託を受けている世帯）の申請のみ必要な書類

非課税世帯	課税証明書【※】
生活保護世帯	保護証明書など 生活保護を受給していることを証明できる書類
里親委託を受けている世帯	措置（受託）通知書

【※】非課税世帯の場合、利用月によって、提出していただく課税証明書の対象年度が異なりますのでご注意ください。

利用月	必要となる課税証明書	該当する場合のみ提出必須
令和8年4月～8月	令和7年度（令和6年中）分	令和7年1月1日時点の住所が堺市外
令和8年9月～令和9年3月	令和8年度（令和7年中）分	令和8年1月1日時点の住所が堺市外

② 全世帯提出が必要な書類

保育を必要とする事由に応じた必要書類を提出してください。

表中【☆】： 本案内に添付している様式を切り取ってお使いください。

市ホームページ（次ページ上部のQRコード参照）からダウンロードすることも可能です。

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書【☆】（就労内定の場合はその証明を受けてください） ※育児休業からの復職に伴って申請する場合は、必ず認定開始月内の復職と「復職証明書」（次ページ上部のQRコードからダウンロード可）の提出が必要となります。 提出方法については、別途、市から案内します。
妊娠・出産	母子健康手帳（表紙、分娩予定日が分かるページ）
保護者の疾病・障害	診断書【☆】または 障害者手帳 ※手帳の交付を受けていない方は診断書を提出してください。診断書は、添付の様式以外でも可能。
親族の介護・看護	介護・看護状況申告書【☆】 診断書（※介護・看護を受ける方が疾病・疾患の場合のみ） 各種手帳等（※お持ちの方のみ）
災害復旧	罹災証明書

保育を必要とする事由	必要書類
求職活動	電子申請システム上で、求職活動の状況を入力
就学	就学されている方は在学証明書、これから就学される方は合格通知書 就学用タイムスケジュール申告書【☆】
その他、保育を必要とする事由	事情により異なりますので、各区役所子育て支援課へお問い合わせください。

【保育を必要とする事由の証明に必要な書類（施設等利用給付認定）】



※認定後、市外への転出や保育を必要とする事由に変更があった場合、世帯の状況が変わった場合等は、「8203-施設等利用給付認定 変更申請」による、変更の手続きが必要となります。

【8203-施設等利用給付認定 変更申請】



4 申請でよくある質問

質問	回答
こどもが複数いる場合、それぞれに申請が必要ですか。	お子さんごとに申請が必要です。
保育を必要とする事由の証明に必要な書類（就労証明書など）は、父母それぞれ必要ですか。	必要です。父母ともに保育を必要とする事由に該当することが認定の条件です。
以前に会社から発行された就労証明書がありますが、申請書類として有効ですか。	令和8年4月からの認定申請の場合は、令和7年8月以降に発行されたもの、令和8年度途中からの認定申請の場合は、申請日から遡って3か月以内に発行されたものが有効です。
申請が遅れた場合、申請日より前に遡って認定してもらえますか。	遡って認定はできません。認定希望日の前月の10日（23時59分受信分）までに申請してください。急に保育の必要性が生じた場合など、期限に間に合わない時は、裏表紙に記載の各区役所子育て支援課にお問い合わせください。
施設等利用給付の振込先について、申請者（認定保護者）と異なる口座名義人を指定することはできますか。	申請者（認定保護者）と異なる口座名義人を指定することはできません。申請者（認定保護者）と同一である必要があります。

5 施設等利用費の請求方法

市が利用施設を通じて送付する請求書に必要事項を記入し、預かり保育の利用にかかる領収証・提供証明書を添付のうえ、利用施設を通じて返送してください。

なお、卒園児については、市から保護者に直接送付しますので、市に返送してください。

【請求・交付に関する予定】

利用月	請求書案内時期	支払予定時期
令和8年4月～9月分	令和8年10月頃	令和8年12月下旬支払予定
令和8年10月～令和9年3月分	令和9年4月頃	令和9年6月下旬支払予定

※施設等利用費の請求の際、預かり保育にかかる領収証・提供証明書が必要になります。紛失しないよう大切に保管してください。

参考：施設等利用費の計算方法

支給額は、「施設に支払った額」と「月額上限額」を比較し、低い方となります。

月内の算定例①【時間指定】	月内の算定例②【日額指定】	月内の算定例③【月額指定】
≪条件①≫預かり保育料 100 円／時間 ≪条件②≫利用日数 20 日(1 日 3 時間) ・各月支給限度額・・・A $450 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 9,000 \text{ 円}$ ・各月利用実額・・・B $100 \text{ 円} / \text{時間} \times 3 \text{ 時間} \times 20 \text{ 日} = 6,000 \text{ 円}$ 支給額 $A9,000 \text{ 円} > B6,000 \text{ 円}$ のため 6,000 円を支給	≪条件①≫預かり保育料 400 円／日 ≪条件②≫利用日数 20 日 ・各月支給限度額・・・A $450 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 9,000 \text{ 円}$ ・各月利用実額・・・B $400 \text{ 円} / \text{日} \times 20 \text{ 日} = 8,000 \text{ 円}$ 支給額 $A9,000 \text{ 円} > B8,000 \text{ 円}$ のため 8,000 円を支給	≪条件①≫預かり保育料 10,000 円／月 ≪条件②≫利用日数 18 日 ・各月支給限度額・・・A $450 \text{ 円} \times 18 \text{ 日} = 8,100 \text{ 円}$ ・各月利用実額・・・B 10,000 円 支給額 $A8,100 \text{ 円} < B10,000 \text{ 円}$ のため 8,100 円を支給

6 認定後の手続き

① 現況届

施設等利用給付認定を受け、預かり保育を利用している方は、保育を必要とする事由の確認を行うため、年に一度、「現況届」及び保育を必要とする事由を確認する書類（5～6 ページ参照）の提出をしていただきます。

施設より配付される「現況届提出のご案内」をご確認いただき、必ず提出をお願いします。なお、提出方法は、オンラインでの提出となります。

② 保護者の保育を必要とする事由や世帯の状況が変更になる場合

認定後、保育を必要とする事由が変更したり、世帯の状況が変わったりした場合は、「施設等利用給付認定変更申請」から変更の手続きを行う必要があります。前ページの QR コード【8203-施設等利用給付認定 変更申請】より、変更の申請をしてください。

【施設等利用費の振込先の口座について】

施設等利用費の振込先の口座名義は、申請者（認定保護者）と同一である必要があるため、申請者（認定保護者）以外の口座に変更することはできません。

③ 堺市外へ転出（住民登録を異動）する場合

転出後は、転出先の市町村で新たに施設等利用給付認定の申請を行うことになります。詳しくは、転出先の市区町村にお問い合わせください。

※第2子以降に係る預かり保育利用料の無償化（次ページ【Ⅲ】参照）は、堺市が独自で行う制度です。同様の制度の実施有無については、転出先の市区町村にお問い合わせください。

Ⅲ 預かり保育の利用料に係る堺市独自助成（課税世帯向け）

※保育の必要性の認定は、預かり保育の利用をお約束するものではありませんので、ご了承ください。
施設の定員を超える預かり保育事業の利用申込みがあった場合には、利用できない可能性があります。

1 対象施設

認定こども園（教育部分）、幼稚園（新制度）

2 対象者・助成上限額

【対象者】

堺市から1号認定（教育認定）を受けて対象施設に在園し、預かり保育を利用する世帯のうち、次の①～③の全てに該当する満3歳（満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間）のお子さんが対象です。

① 第2子以降のこどもであること

上のきょうだいの年齢は関係ありません。

必ずしも同居している必要はありません。就学などの都合上、別居しているお子さんがいる場合でも、学資金の仕送りをしているなど、生計を一にしていると確認できる場合は対象となります。

② 市民税課税世帯であること

課税世帯・非課税世帯の確認は、預かり保育の利用月によって参照する税情報が異なります。

利用月	参照する市民税年度
令和8年4月～8月	令和7年度（令和6年1月～12月の所得）
令和8年9月～令和9年3月	令和8年度（令和7年1月～12月の所得）

※市民税が非課税の場合は、新3号認定（Ⅰ．施設等利用給付）の対象です。

③ 保育の必要性が認められること

保育の必要性の認定には、保護者のいずれもが、以下の「保育を必要とする事由」に該当していることが必要です。

保育を必要とする事由	保護者の状況
就労	月64時間以上、労働することが常態である場合 （フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働（自営業等）など、基本的にすべての就労を含む）
妊娠・出産（※1）	妊娠中であるか、または出産後間がない場合
病気など	病気、負傷、精神若しくは心身に障害（身体障害者手帳4級以上、療育手帳B2以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上など）のある場合
介護・看護	月64時間以上、親族（長期間入院などをしている親族を含む）を介護または看護している場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
求職活動（※2）	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合
就学	月64時間以上、就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）している場合
その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合

（※1）認定期間は、出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の属する月の月初から、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。

（※2）認定期間は、3か月を経過する日の月末までです。その期間に就労できなかった場合、基本的に給付認定ができなくなりますのでご注意ください。

【助成上限額】

月額の上限額：日額 450 円×1 か月の預かり保育利用日数（月 26 日以上利用した場合は 16,300 円）

※実際に支払った額と上限額を比較し、低い方の金額を助成金として支給します。

3 保育の必要性の認定申請方法

【期限】認定希望日の前月 10 日（23 時 59 分受信分）まで

手続きは、電子申請システムより、オンラインで申請してください。

電子申請システムでの申請手続きを初めて行う場合は、電子申請システムへのアカウント登録が必要となります。

登録には、申請者の氏名、住所、生年月日、メールアドレスの情報が必要です。

※認定保護者となる方がアカウントを作成すれば、申請の際、申請保護者名の入力を省略できます。

※急に保育の必要性が生じた場合など、上記の期限に間に合わない時は、各区役所子育て支援課にお問い合わせください。

【8301-市独自無償化 施設等利用給付認定 市独自】



【申請に必要な書類】

申請時に、次の必要書類を写真撮影したデータ（スキャン→PDF 化したものでも可）を添付してください。

① 課税証明書

預かり保育の利用月によって、提出していただく課税証明書の対象年度が異なりますのでご注意ください。

利用月	必要となる課税証明書	該当する場合のみ提出必須
令和 8 年 4 月～8 月	令和 7 年度（令和 6 年中）分	令和 7 年 1 月 1 日時点の住所が堺市外
令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月	令和 8 年度（令和 7 年中）分	令和 8 年 1 月 1 日時点の住所が堺市外

② 保育を必要とする事由を証明する書類

表中【☆】： 本案内に添付している様式を切り取ってお使いください。

市ホームページ（次ページ上部の QR コード参照）からダウンロードすることも可能です。

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書【☆】（就労内定の場合はその証明を受けてください） ※育児休業からの復職に伴って申請する場合は、必ず認定開始月内の復職と「復職証明書」（次ページ上部の QR コードからダウンロード可）の提出が必要となります。 提出方法については、別途、市から案内します。
妊娠・出産	母子健康手帳（表紙、分娩予定日が分かるページ）
保護者の疾病・障害	診断書【☆】または 障害者手帳 ※手帳の交付を受けていない方は診断書を提出してください。診断書は、添付の様式以外でも可能。
親族の介護・看護	介護・看護状況申告書【☆】 診断書（※介護・看護を受ける方が疾病・疾患の場合のみ） 各種手帳等（※お持ちの方のみ）
災害復旧	罹災証明書

保育を必要とする事由	必要書類
求職活動	求職活動の状況を入力
就学	就学されている方は在学証明書、これから就学される方は合格通知書 就学用タイムスケジュール申告書【☆】
その他、保育を必要とする事由	事情により異なりますので、各区役所子育て支援課へお問い合わせください。

【保育を必要とする事由の証明に必要な書類（施設等利用給付認定）】



※認定後、市外への転出や保育を必要とする事由に変更があった場合、世帯の状況が変わった場合等は、「施設等利用給付認定変更申請」による、変更の手続きを行う必要があります。

【8203-施設等利用給付認定 変更申請】



4 助成金の請求方法

市から施設を通じて交付請求書を送付しますので、必要事項を記入し、預かり保育にかかる領収証・提供証明書を添付のうえ、施設を通じて返送していただきます。なお、卒園児及び市外施設を利用されている方については、市から保護者に直接送付しますので、市に返送してください。

※施設等利用費の請求の際、預かり保育にかかる領収証・提供証明書が必要になります。紛失しないよう大切に保管してください。

【請求・交付に関する予定】

利用月	請求書案内時期	支払予定時期
令和8年4月～9月分	令和8年10月頃	令和8年12月下旬支払予定
令和8年10月～令和9年3月分	令和9年4月頃	令和9年6月下旬支払予定

参考：助成金の計算方法

支給額は、「施設に支払った額」と「月額上限額」を比較し、低い方となります。

月内の算定例①【時間指定】

《条件①》預かり保育料 100 円／時間
《条件②》利用日数 20 日（1 日 3 時間）
・ 各月支給限度額・・・A
450 円×20 日＝9,000 円
・ 各月利用実額・・・B
100 円／時間×3 時間×20 日＝6,000 円
支給額 A9,000 円＞B6,000 円のため 6,000 円を支給

月内の算定例②【日額指定】

《条件①》預かり保育料 400 円／日
《条件②》利用日数 20 日
・ 各月支給限度額・・・A
450 円×20 日＝9,000 円
・ 各月利用実額・・・B
400 円／日×20 日＝8,000 円
支給額 A9,000 円＞B8,000 円のため 8,000 円を支給

月内の算定例③【月額指定】

《条件①》預かり保育料 10,000 円／月
《条件②》利用日数 18 日
・ 各月支給限度額・・・A
450 円×18 日＝8,100 円
・ 各月利用実額・・・B
10,000 円
支給額 A8,100 円＜B10,000 円のため 8,100 円を支給

5 堺市独自の助成制度のよくある質問

質問	回答
堺市独自の第2子以降の無償化は、所得制限などがありますか。	世帯の所得や上のきょうだいの年齢に制限はありません。 生計を同一にしているきょうだいを対象にしますので、必ずしも同居している必要はありません。就学などの事情により、別居している（住民票を別になっている）お子さんがいるなど、市において世帯状況を確認できない場合は、お申し出ください。別居している場合は、生活費や学資金の送金状況などを確認のうえ、同一世帯とみなします。 ただし、税未申告や堺市外からの転入などの事情により税情報（課税・非課税）を本市が保有しない場合、課税状況のわかる書類を提出いただくことがあります。

6 認定後の手続き

① 現況届

保育の必要性の認定を受け、預かり保育を利用している方は、保育を必要とする事由の確認を行うため、年に一度、「現況届」及び保育を必要とする事由を確認する書類（10～11ページ参照）の提出をしていただきます。

施設より配付される「現況届提出のご案内」をご確認いただき、必ず提出をお願いします。なお、提出方法は、オンラインでの提出となります。

② 保護者の保育を必要とする事由や世帯の状況が変更になる場合

認定後、保育を必要とする事由が変更したり、世帯の状況が変わったりした場合は、「施設等利用給付認定変更申請」から変更の手続きを行う必要があります。前ページのQRコード【8203-施設等利用給付認定 変更申請】より、変更の申請をしてください。

【助成金の振込先の口座について】

助成金の振込先の口座名義は、申請者（認定保護者）と同一である必要があるため、申請者（認定保護者）以外の口座に変更することはできません。

③ 堺市外へ転出（住民登録を異動）する場合

転出後は、転出先の市町村で新たに認定の申請を行うことになります。詳しくは、転出先の市区町村にお問い合わせください。

※第2子以降に係る預かり保育利用料の無償化は、堺市が独自で行う制度です。同様の制度の実施有無については、転出先の市区町村にお問い合わせください。

~Memo~



【事業者の皆様へ】

証明書に不備があった場合、ご本人の保育施設入所選考に不利益が生じる可能性があります。

下記内容や裏面、記載要領、記載例をよくご参照のうえ、作成をお願いします。

- ・審査に関わる項目（証明日、氏名、就労時間、雇用期間、休業期間、就労実績など）が空白の場合、不備となります。
- ・修正テープや修正液での訂正は不備となります。訂正箇所には二重線を引き、正しい内容を記載してください。
- ・No.4「本人就労先住所」は、記載要領や記載例を参考に記載をしてください。
- ・育児短時間勤務制度を利用する（予定）場合、No.6「就労時間」の欄は制度利用前の就労時間を記載してください。
- ・就労実績について、就労開始前の場合は、就労見込みを記載してください。

就労証明書

堺市 保健福祉総合センター所長 宛

証明日西暦年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号— —

担当者名

記載者連絡先— —

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他（ ）

保護者の皆さまへ

【注 意】事業者名が記名されている就労証明書を就労先事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、**刑法（有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪）の罪に問われる場合があります。**

虚偽の記載を行った場合には、申込者の利用決定を取り消す場合があります。

【お願い】就労証明書の作成を就労先事業者等に依頼する際は、**この用紙と併せて記入例もお渡しください。**

事業者の皆さまへ

この就労証明書は、認定こども園等の利用調整時に重要な資料となるため、勤務先の担当の方が事実のとおりにご記載ください。
記載漏れ等がある場合は、堺市職員より問合せをすることがあります。

◇ 就労証明書（標準様式）の使用・作成にあたって ◇

就労証明書を作成する事業者の負担軽減の観点から、国において標準的な就労証明書の様式（以下、「標準様式」という。）が令和5年5月に策定されました。標準様式に押印欄はありませんが、押印いただいても差し支えありません。

堺市職員が、電話や訪問により就労実績を調査することがありますので、あらかじめご了承ください。

◇ 記載要領・記入例について ◇

本市の就労証明書のデータ（ExcelおよびPDF）、記載要領、記載例を本市ホームページに掲載しています。

データで作成される際は、こちらからダウンロードして作成してください。

記載内容に不備がある場合は、訂正や追記をご依頼することになりますので、記載要領・記載例をご確認のうえ作成いただくよう、お願いいたします。

※特に不備の多い項目については、表面の上部『事業者の皆様へ』に記載しておりますので、ご確認ください。

ホームページタイトル	【雇用主の皆様へ】保育の必要性の認定に必要な就労証明書について
ホームページリンク	堺市HPトップページ＞子育て・教育＞子育て支援情報（さかい☆HUGはぐネット）＞預けたい（保育サービス）＞利用の申込について
ホームページURL	https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/hoiku/moushikomi/R2syuurousyou/meisyokinyuuyouryou.html
ホームページQR	

【よくある不備】

- ☐ 証明日の記入漏れ
- ☐ すべての方が該当する項目の記載漏れ（就労者の氏名、就労時間 など）
- ☐ 雇用期間や各休業期間の記載漏れ
- ☐ 就労実績が、記載要領や記載例のとおりに記載されていない
- ☐ 雇用契約に基づく就労時間が記載されていない

※育児短時間勤務を利用する（予定）場合でも、No.6「就労時間」の欄は制度利用前の就労時間を記載してください。

◇ 作成に関する問合せ先 ◇

利用（希望）する施設が所在する区または保護者がお住まいの区の子育て支援課へお問合せください。

堺区役所 堺保健福祉総合センター	子育て支援課	堺区南瓦町3-1	TEL072-222-4800 FAX072-222-4801
中区役所 中保健福祉総合センター	子育て支援課	中区深井沢町2470-7	TEL072-270-0550 FAX072-270-8196
東区役所 東保健福祉総合センター	子育て支援課	東区日置荘原寺町195-1	TEL072-287-8198 FAX072-286-6500
西区役所 西保健福祉総合センター	子育て支援課	西区鳳東町6-600	TEL072-343-5020 FAX072-343-5025
南区役所 南保健福祉総合センター	子育て支援課	南区桃山台1-1-1	TEL072-290-1744 FAX072-296-2822
北区役所 北保健福祉総合センター	子育て支援課	北区新金岡町5-1-4	TEL072-258-6621 FAX072-258-6883
美原区役所 美原保健福祉総合センター	子育て支援課	美原区黒山167-1	TEL072-341-6411 FAX072-341-0611

記載例 【 外勤 】

「記載いただく担当者の方へ」

各項目について記載要領を参照のうえ、ご記載ください。

なお、『6 就労時間』は、固定就労・変則就労のうち該当するいずれかを記載してください。

証明日の記載漏れに注意

就労証明書

堺市 保健福祉総合センター所長 宛

証明日 西暦 2025 年 9 月 1 日

事業所名 株式会社 堺市

代表者名 ○○ ○○

所在地 大阪府堺市堺区〇〇1丁2番地

電話番号 072 — 345 — 6789

担当者名 人事部総務課 △△ △△

記載者連絡先 072 — 345 — 1234

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☒ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	サカイ イチコ
3	本人氏名	堺 市子 生年月日 1990 年 4 月 5 日
4	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2013 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日 名称 株式会社 堺市 南大阪支店 住所 大阪府堺市南区△△3丁4番
5	本人就労先事業所	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☒ 契約社員 ☐ 会計年度 ☐ 台営業士 ☐ 台営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 180 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 分) 合計時間 月間 週間 日 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労時間 (変則就労の場合)	年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 22 日 / 月 198 時間 / 月 20 日 / 月 180 時間 / 月 ☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2025 年 9 月 1 日 ~ 2025 年 12 月 31 日 ☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2026 年 1 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☒ 病休 ☐ その他() 期間 2021 年 11 月 1 日 ~ 2021 年 11 月 30 日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日 ☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 12 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 10 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)
8	産前・産後休業の取得	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2025 年 9 月 1 日 ~ 2025 年 12 月 31 日
9	育児休業の取得	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2026 年 1 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☒ 病休 ☐ その他() 期間 2021 年 11 月 1 日 ~ 2021 年 11 月 30 日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日 ☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 12 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 10 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)
11	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無
12	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
13	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
14	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
15	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月
16	備考欄	育児休業制度ではないが休業予定。認定こども園等に入所次第、復職する予定。
17	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 堺 仁徳 2023 年 10 月 10 日 堺こども園 ☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 堺 利休 2024 年 6 月 6 日 堺こども園 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

有期の場合は終了日の記載漏れに注意

右欄に記載の事業所名・所在地と同じ場合は、「上記に同じ」でも可

日曜日または祝日に勤務の見込みがある場合、☑および時間の記載漏れに注意

取得予定、取得中の場合、期間の記載漏れに注意

No.3で「有期」に囚まる場合は、当該欄で更新の有無について☑を記載

育児休業の終了予定日より前の日時での保育所等の入所が内定した場合は、育児休業を短縮し、入所内定日からの復職可否について☑を記載

その他、特記事項がある場合は、この欄に記載

合計時間を必ず記載。
(休憩時間を含む。残業時間を除く。)
※育児短時間勤務の場合でも、雇用契約上の勤務時間を記載

◆育児休業等により直近3ヶ月に実績がない場合は、休業等取得前の実績を記載
◆新規採用等で就労実績がない場合は、今後の就労見込みを記載

休業中の場合、復職予定年月日の記載漏れに注意

保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資格を有して勤務している方が対象

記載例 【 自営 】

「記載いただく担当者の方へ」

各項目について記載要領を参照のうえ、ご記載ください。

なお、自営業の場合、この就労証明書のほか、開業届（写し）など追加で書類の提出を求める場合があります。

証明日の記載漏れに注意

就労証明書

堺市 保健福祉総合センター所長 宛

証明日 西暦 2025 年 9 月 1 日
 事業所名 株式会社 堺市
 代表者名 堺 市太郎
 所在地 大阪府堺市堺区〇〇1丁2番地
 電話番号 072 — 345 — 6789
 担当者名 堺 市太郎
 記載者連絡先 072 — 345 — 1234

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☒ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	サカイ イチタロウ 堺 市太郎 生年月日 1990 年 4 月 5 日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2013 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 株式会社 堺市 住所 大阪府堺市堺区〇〇1丁2番地
5	就労形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☒ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☒ 自営業主 ☐ 自営業務委託者 ☐ 家族従業員 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	勤務時間	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 月間 180 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日曜 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 分) 合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 22 日/月 198 時間/月 20 日/月 180 時間/月
7	取得予定の資格	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	子育てに専念するための休業中。認定こども園等に入所次第、復職する予定。 児童名 生年月日 施設名 堺 仁徳 2023 年 10 月 10 日 堺こども園 児童名 生年月日 施設名 堺 利休 2024 年 6 月 6 日 堺こども園 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 施設名

右上欄に記載の事業所名・所在地と同じ場合は、「上記に同じ」でも可

合計時間を必ず記載。
 (休憩時間を含む。残業時間を除く。)

◆休業等により直近3ヶ月に実績がない場合は、休業等取得前の実績を記載
 ◆就労実績がない場合は、今後の就労見込みを記載

日曜日または祝日に勤務の見込みがある場合、日および時間の記載漏れに注意

休業予定、休業中の場合、期間の記載漏れに注意

休業中の場合、復職予定年月日の記載漏れに注意

その他、特記事項がある場合は、この欄に記載

保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資格を有して勤務している方が対象

【事業者の皆様へ】

証明書に不備があった場合、ご本人の保育施設入所選考に不利益が生じる可能性があります。

下記内容や裏面、記載要領、記載例をよくご参照のうえ、作成をお願いします。

- ・審査に関わる項目（証明日、氏名、就労時間、雇用期間、休業期間、就労実績など）が空白の場合、不備となります。
- ・修正テープや修正液での訂正は不備となります。訂正箇所にも二重線を引き、正しい内容を記載してください。
- ・No.4「本人就労先住所」は、記載要領や記載例を参考に記載をしてください。
- ・育児短時間勤務制度を利用する（予定）場合、No.6「就労時間」の欄は制度利用前の就労時間を記載してください。
- ・就労実績について、就労開始前の場合は、就労見込みを記載してください。

就労証明書

堺市 保健福祉総合センター所長 宛

証明日西暦年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号— —

担当者名

記載者連絡先— —

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()

保護者の皆さまへ

【注 意】事業者名が記名されている就労証明書を就労先事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、**刑法（有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪）の罪に問われる場合があります。**

虚偽の記載を行った場合には、申込者の利用決定を取り消す場合があります。

【お願い】就労証明書の作成を就労先事業者等に依頼する際は、**この用紙と併せて記入例もお渡しください。**

事業者の皆さまへ

この就労証明書は、認定こども園等の利用調整時に重要な資料となるため、勤務先の担当の方が事実のとおりにご記載ください。
記載漏れ等がある場合は、堺市職員より問合せをすることがあります。

◇ 就労証明書（標準様式）の使用・作成にあたって ◇

就労証明書を作成する事業者の負担軽減の観点から、国において標準的な就労証明書の様式（以下、「標準様式」という。）が令和5年5月に策定されました。標準様式に押印欄はありませんが、押印いただいても差し支えありません。

堺市職員が、電話や訪問により就労実績を調査することがありますので、あらかじめご了承ください。

◇ 記載要領・記入例について ◇

本市の就労証明書のデータ（ExcelおよびPDF）、記載要領、記載例を本市ホームページに掲載しています。

データで作成される際は、こちらからダウンロードして作成してください。

記載内容に不備がある場合は、訂正や追記をご依頼することになりますので、記載要領・記載例をご確認のうえ作成いただくよう、お願いいたします。

※特に不備の多い項目については、表面の上部『事業者の皆様へ』に記載しておりますので、ご確認ください。

ホームページタイトル	【雇用主の皆様へ】保育の必要性の認定に必要な就労証明書について
ホームページリンク	堺市HPトップページ＞子育て・教育＞子育て支援情報（さかい☆HUGはぐネット）＞預けたい（保育サービス）＞利用の申込について
ホームページURL	https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/hoiku/moushikomi/R2syuurousyou/meisyokinyuuyouryou.html
ホームページQR	

【よくある不備】

- ☐ 証明日の記入漏れ
- ☐ すべての方が該当する項目の記載漏れ（就労者の氏名、就労時間 など）
- ☐ 雇用期間や各休業期間の記載漏れ
- ☐ 就労実績が、記載要領や記載例のとおりに記載されていない
- ☐ 雇用契約に基づく就労時間が記載されていない

※育児短時間勤務を利用する（予定）場合でも、No.6「就労時間」の欄は制度利用前の就労時間を記載してください。

◇ 作成に関する問合せ先 ◇

利用（希望）する施設が所在する区または保護者がお住まいの区の子育て支援課へお問合せください。

堺区役所 堺保健福祉総合センター	子育て支援課	堺区南瓦町3-1	TEL072-222-4800 FAX072-222-4801
中区役所 中保健福祉総合センター	子育て支援課	中区深井沢町2470-7	TEL072-270-0550 FAX072-270-8196
東区役所 東保健福祉総合センター	子育て支援課	東区日置荘原寺町195-1	TEL072-287-8198 FAX072-286-6500
西区役所 西保健福祉総合センター	子育て支援課	西区鳳東町6-600	TEL072-343-5020 FAX072-343-5025
南区役所 南保健福祉総合センター	子育て支援課	南区桃山台1-1-1	TEL072-290-1744 FAX072-296-2822
北区役所 北保健福祉総合センター	子育て支援課	北区新金岡町5-1-4	TEL072-258-6621 FAX072-258-6883
美原区役所 美原保健福祉総合センター	子育て支援課	美原区黒山167-1	TEL072-341-6411 FAX072-341-0611

記載例 【 外勤 】

「記載いただく担当者の方へ」

各項目について記載要領を参照のうえ、ご記載ください。

なお、『6 就労時間』は、固定就労・変則就労のうち該当するいずれかを記載してください。

証明日の記載漏れに注意

就労証明書

堺市 保健福祉総合センター所長 宛

証明日 西暦 2025 年 9 月 1 日
事業所名 株式会社 堺市
代表者名 ○○ ○○
所在地 大阪府堺市堺区〇〇1丁2番地
電話番号 072 — 345 — 6789
担当者名 人事部総務課 △△ △△
記載者連絡先 072 — 345 — 1234

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☒ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	サカイ イチコ
3	本人氏名	堺 市子 生年月日 1990 年 4 月 5 日
4	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2013 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日 名称 株式会社 堺市 南大阪支店 住所 大阪府堺市南区△△3丁4番
5	本人就労先事業所	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☒ 契約社員 ☐ 会計年度 ☐ 台営業士 ☐ 台営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ 月間 180 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 分) 合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 ☐ 日 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 ☐ 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 (変則就労の場合)	年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 22 日 / 198 時間 / 月 20 日 / 180 時間 / 月 ☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 9 月 1 日 ~ 2025 年 12 月 31 日 ☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2026 年 1 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☒ 病休 ☐ その他() 期間 2021 年 11 月 1 日 ~ 2021 年 11 月 30 日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日 ☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 12 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 10 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)
8	産前・産後休業の取得	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 9 月 1 日 ~ 2025 年 12 月 31 日
9	育児休業の取得	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2026 年 1 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☒ 病休 ☐ その他() 期間 2021 年 11 月 1 日 ~ 2021 年 11 月 30 日
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 12 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 10 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月
18	備考欄	育児休業制度ではないが休業予定。認定こども園等に入所次第、復職する予定。
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 堺 仁徳 2023 年 10 月 10 日 堺こども園 ☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 堺 利休 2024 年 6 月 6 日 堺こども園 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

有期の場合は終了日の記載漏れに注意

右欄に記載の事業所名・所在地と同じ場合は、「上記に同じ」でも可

日曜日または祝日に勤務の見込みがある場合、☒および時間の記載漏れに注意

取得予定、取得中の場合、期間の記載漏れに注意

No.3で「有期」に囚まる場合は、当該欄で更新の有無について☒を記載

育児休業の終了予定日より前の日時での保育所等の入所が内定した場合は、育児休業を短縮し、入所内定日からの復職可否について☒を記載

その他、特記事項がある場合は、この欄に記載

保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資格を有して勤務している方が対象

記載例【自営】

「記載いただく担当者の方へ」

各項目について記載要領を参照のうえ、ご記載ください。

なお、自営業の場合、この就労証明書のほか、開業届（写し）など追加で書類の提出を求める場合があります。

証明日の記載漏れに注意

就労証明書

証明日西暦2025年9月1日

事業所名株式会社 堺市

代表者名堺 市太郎

所在地大阪府堺市堺区〇〇1丁2番地

電話番号072-345-6789

担当者名堺 市太郎

記載者連絡先072-345-1234

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☒ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()

2	フリガナ	サカイ イチタロウ
	本人氏名	堺 市太郎 生年月日 1990 年 4 月 5 日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2013 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称株式会社 堺市 住所大阪府堺市堺区〇〇1丁2番地 右上欄に記載の事業所名・所在地と同じ場合は、「上記に同じ」でも可
5	就業形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☒ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☒ 自営業主 ☐ 自営業主従事者 ☐ 家族従事者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就業時間	月火水木金土日祝日 ☒☒☒☒☒☒☒☒ 合計時間 月間 180 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 分) 合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 22 日 / 月 198 時間 / 月 20 日 / 月 180 時間 / 月 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就業時間以外の実績	年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 22 日 / 月 198 時間 / 月 20 日 / 月 180 時間 / 月 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
8	就業時間以外の実績	年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 22 日 / 月 198 時間 / 月 20 日 / 月 180 時間 / 月 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
9	就業時間以外の実績	年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 22 日 / 月 198 時間 / 月 20 日 / 月 180 時間 / 月 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
10	就業時間以外の実績	年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 22 日 / 月 198 時間 / 月 20 日 / 月 180 時間 / 月 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
11	就業時間以外の実績	年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 22 日 / 月 198 時間 / 月 20 日 / 月 180 時間 / 月 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
12	就業時間以外の実績	年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 22 日 / 月 198 時間 / 月 20 日 / 月 180 時間 / 月 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	就業時間以外の実績	年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 22 日 / 月 198 時間 /

保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資格を有して勤務している方が対象

【就労証明書(簡易版)】記載要領

■証明書を発行する事業者又は民生・児童委員に関する項目

証明日		○証明日(証明書発行日)を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
事業所名		○証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
代表者名		○代表者(法人の代表者や個人事業主)の氏名を記載してください。 ※代表者に該当する者がいない場合又は事業所側で証明権限を代表者以外に付与している場合には、当該証明権限を有する証明書の内容に責任を持つ者の氏名を記載してください。
所在地		○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に注意してください。
電話番号		○証明書発行事業所の電話番号を記載してください。
担当者名／記載者連絡先		○証明書の内容について、自治体からの事務的な連絡を受ける場合の担当者名／電話番号を記載してください。

■就労先事業者に関する事項

No.1	業種	○現在の就労状況について該当する項目をチェック(レ点記入)してください。 ※いずれにも該当しない場合は「□その他」をチェック(レ点記入)し、カッコ内に簡潔に記載してください。
------	----	--

■就労者に関する項目

No.2	フリガナ／本人氏名	○本人の氏名、フリガナを記載してください。
	生年月日	○本人の生年月日を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。

■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック(レ点記入)してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名(証明書発行事業所名)と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。 ○右上欄に記載の所在地(証明書発行事業所住所)と異なる場合は本人が実際に働いている勤務先の住所を記載してください。 ※実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、主たる就労先の住所を記載するようにしてください。 ※就労場所が存在しない場合には、自宅等就労時に本人が主として存在している場所を記載するようにしてください。
No.5	雇用の形態	○雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主、経営者、代表者等)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」(自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者)のいずれかにチェック(レ点記入)してください。 ※「契約社員」等の場合で、「会計年度任用職員」にも該当する場合は、「会計年度任用職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※「パート・アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「会計年度任用職員」のいずれにも該当しない非常勤・臨時職員である場合、「非常勤・臨時職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※雇用の形態に該当する項目がない場合は「□その他」にチェック(レ点記入)し、簡潔に記載してください。

No.6	就労時間 (固定就労の場合)	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。[複数選択可] ○就労の合計時間(月間)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4(週)を乗じた時間を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労時間が定められている場合、12(月)で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、月当たりの就労日数が定められている場合、週当たりの就労日数欄には、4(週)で除した日数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には、4(週)を乗じた日数を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」)で記載してください。 ○平日、土曜、日祝毎に就労時間時間帯を記載してください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含め、当該時間帯における就業規則等で定められている休憩時間数(分)についても記載してください。 ※平日、土曜、日祝のいずれか就労がない場合は空欄で結構です。
	就労時間 (変則就労の場合)	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○月間又は週間の就労時間(合計)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、1日当たりの就労時間が定められている場合、5(日)を乗じて、「週間」の就労時間を記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間又は週間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」)で記載してください。 ○主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数の多い)時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。 ※シフト勤務の場合は、市区町村による保育の必要性認定に必要となる場合のみ、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み 時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。 なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください(例:〇〇年6月、〇〇年5月、〇〇年4月)。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩時間に限る。)は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。

No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「 ☐ 取得予定」か「 ☐ 取得中」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の産前・産後休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含まれます。 ※終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「 ☐ 取得予定」か「 ☐ 取得中」か「 ☐ 取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含まれます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の育児休業についてNo.9欄に記載し、過去取得分を備考欄に記載する。) ※年の欄は西暦で記載してください。
No.10	産休・育休以外の休業の取得期間 ※取得予定を含む	○産休・育休以外の休業の取得について「 ☐ 取得予定」か「 ☐ 取得中」か「 ☐ 取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含まれます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する。) ※年の欄は西暦で記載してください。 ○産休・育休以外の休業の取得理由についてチェック(レ点記入)してください。
No.11	復職(予定)年月日	○証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「 ☐ 復職予定」にチェック(レ点記入)し、復職予定年月日を記載してください。また、1年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「 ☐ 復職済み」にチェック(レ点記入)し、復職年月日を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間(No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特則等いわゆる時短勤務)とする予定である又はしている場合について、「 ☐ 取得予定」か「 ☐ 取得中」かにチェック(レ点記入)してください。 ○当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。 ※No.6には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。

■その他の項目

No.13	保育士としての勤務実態の有無	○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「 ☐ 有」、「 ☐ 有予定」、「 ☐ 無」にチェック(レ点記入)してください。
-------	----------------	---

■追加の項目

No.14	(雇用契約の)満了後の更新の有無 ☐	○雇用期間について「 ☐ 有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「 ☐ 有」「 ☐ 有(予定)」「 ☐ 無」「 ☐ 未定」のいずれかにチェックしてください。
No.15	入所が内定した場合の育児休業の短縮可否	○育児休業の終了予定日より前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入所内定日から復職することについて、「 ☐ 可」「 ☐ 可(予定)」「 ☐ 否」にチェックしてください。
No.16	育休延長可否	○育児休業の延長について「 ☐ 可」「 ☐ 可(予定)」「 ☐ 否」にチェックしてください。
No.17	単身赴任期間(予定含む)	○単身赴任について期間を記載してください。 ※終期が未定の場合は終期欄は空欄で構いません。 ※年の欄は西暦で記載してください。

No.18	備考欄	○No.6に記載の就労時間帯につき、出退勤時間の特例(就業規則上の就労時間帯の15分前に出勤しなければならない等)等、記載時間帯を超えて拘束時間が生じている場合には、その旨、この欄に記載してください。 ○No.9の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。 ○その他特記事項があれば、この欄に記載してください。 * 農地面積など個人事業主等に対する事項に関してのみ、市区町村独自の記載を求めることを可能とします。
No.19	保護者記載欄	○児童名を入力してください。 ○児童の生年月日を入力してください。 ○施設の名称を記載してください。また、「☐利用中」「☐申込み中」にチェックしてください。

〔区役所使用欄〕

こどもコード _____

備考 _____

診 断 書 （施設等利用給付認定用）

<医療機関記入欄>

患 者	氏 名			生年月日	年	月	日
	住 所						
傷 病 名							
診療期間	診療開始日	年	月	日	終了見込	☐ 令和 年 月頃 ☐ 未定	
症 状	該当するものに☑をお願いいたします。 ☐ 1. 入院中、もしくは入院見込み（令和 年 月頃） ☐ 2. 常時臥床を要するもの ☐ 3. 1カ月以上の加療が必要である。 ※ 3に☑をした場合、下記を選択してください。 ☐ ①安静が必要な状態である。 ☐ ②週3日以上通院が必要である。 ☐ 上記①②には満たない程度である。						
上記のとおり、家庭での保育に支障があると診断します。 令和 年 月 日 医療機関所在地 _____ 医療機関名 _____ 医師名 _____ 印 電話番号 _____							

※この診断書は、施設等利用給付の認定にあたり保護者が児童の保育ができない理由・状況を確認し、保育の必要性を認定するために使用します。

※証明事項の修正は、必ず訂正印を押印してください。

<保護者記入欄>

こどもの氏名/生年月日			(年 月 日)
			(年 月 日)
こどもとの 続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()	認定こども園等の 利用希望日	令和 年 月 日

(注意事項)

- この診断書は、証明年月日の記入がない場合及び、医師の印がない場合は無効です。
- 診断書を取得する際に医療機関で料金が必要な場合は、個人の負担となります。

診断書の発行について

平素は堺市政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。堺市では、施設等利用給付の認定にあたり保護者の方がどのような事由で保育が必要なのかを確認しています。下記の点にご留意の上、診断書の作成をお願い申し上げます。

- ◆ 保護者の保育が必要な事由が「疾病」の場合、その保育の必要性を認定するため、裏面の様式にて診断書を作成いただきますようお願いします。
- ◆ 本診断書は、堺市子ども青少年局子育て支援部幼保政策課、各区役所子育て支援課においてのみ使用します。
- ◆ 本診断書は参考様式です。裏面の項目を満たしていれば、任意の様式でも差し支えありません。
- ◆ 証明事項の修正は、必ず訂正印を押印してください。
- ◆ 本診断書の作成にあたって、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

堺市子ども青少年局子育て支援部幼保政策課（調整係）

連絡先：072-228-7173

介護・看護状況申告書

〔区役所使用欄〕

こどもコード

備考

堺市保健福祉総合センター所長 殿

令和 年 月 日

施設等利用給付認定の申込にあたり、介護・看護の状況を下記のとおり申告します。

こどもの氏名		生年月日		年 月 日
介護・看護者（保護者）氏名		こどもの続柄		年 月 日
介護・看護が必要な方	氏名			こどもの続柄
	生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日		年齢
	住所	☐ 同居 ☐ 別居（住所： ）		
介護・看護を必要とする理由 ※ ☒ した書類の提出が必要です		<介護> ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 要介護（ ☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ） ☐ 要支援（ ☐ 2 ☐ 1 ） ☐ その他（ ）		<障害> ☐ 身体障害者手帳（ ____級 ） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（ ____級 ） ☐ 療育手帳（ ☐ A ☐ B1 ☐ B2 ） ☐ その他（ ）
		<疾病・疾患> ☐ 医師の診断書（病名 ） ☐ その他（ ）		
介護・看護の状況		☐ 自宅介護・看護 （日数：1週間あたり ____日） ☐ 家事援助 ☐ 食事補助 ☐ 衣服着脱 ☐ 入浴補助 ☐ 排泄補助 ☐ その他（ ）		
		☐ 通院・通所付添 （日数：1週間あたり ____日） 名称（ ） 所在地（ ） 所要時間（ 時間 分）		
介護サービス等の利用有無		☐ 無		
		☐ 有（ ☐ 週・ ☐ 月 日 時間 : ~ : ） <利用サービス内容> 〔 〕		
月の実介護・看護時間		☐月160時間以上 ☐月140時間以上160時間未満 ☐月120時間以上140時間未満 ☐月100時間以上120時間未満 ☐月80時間以上100時間未満 ☐月64時間以上80時間未満 【実介護・看護時間の記載方法】 ①介護・看護に必要な時間 ②ヘルパー、デイサービス利用時間など ①－②＝実介護・看護時間		

【スケジュール表】 介護・看護の状況について、具体的に記入してください。

	月	火	水	木	金	土	日	(例)
7:00								朝食補助
8:00								
9:00								
10:00								↑ 病院通院補助
11:00								↓
12:00								昼食補助
13:00								
14:00								
15:00								
16:00								入浴補助(サービス利用)
17:00								夕食補助
18:00								
19:00								
20:00								

※介護サービスなどの利用がある場合もご記入ください。（例：入浴補助（サービス利用）など）

(区役所使用欄)

こどもコード

備考

令和 年 月 日

就学用タイムスケジュール申告書

堺市 保健福祉総合センター所長 殿

保護者氏名	
児童氏名	
児童生年月日	年 月 日

保育を必要とする理由が「就学」の方は、就学の状況をご記入ください。

※時間割表・カリキュラム表が提出できる場合は、この申告書の提出は不要です。

学校名			学科・学部			学年	年
	月	火	水	木	金	土	日
6 時							
7 時							
8 時							
9 時							
1 0 時							
1 1 時							
1 2 時							
1 3 時							
1 4 時							
1 5 時							
1 6 時							
1 7 時							
1 8 時							
1 9 時							
2 0 時							
2 1 時							
2 2 時							
2 3 時							
2 4 時							

※曜日によって状況が変わらない場合は、月曜日のみ記入し、他は「同左」とご記入ください。

備考	
----	--



親子さかすくナビ

『親子さかすくナビ』は**保育施設の条件検索機能など**
子育てに役立つ機能をたくさん備えたアプリです！

希望にあわせた保育施設を簡単検索



保育施設の利用申込みにあたって、
入所時期に合わせた空き状況を確認できます。
また、開園時刻やおむつの持ち帰りなど、条件を選択することで、
ご希望の保育施設を検索できます。

お住まいの地域から探す 現在地から探す

条件を選ぶ

施設名

地域

対象年齢

4月入所の空き状況

☐ 0歳児クラス空き ☐ 1歳児クラス空き

☒ 2歳児クラス空き ☐ 3歳児クラス空き

☐ 4歳児クラス空き ☐ 5歳児クラス空き

〇〇〇病児保育室		
11月06日(木)	11月07日(木)	11月08日(金)
満室	満室	空き
コメント	コメント	コメント
11/06 16:00更新	11/06 16:00更新	11/06 16:00更新

〇〇〇病児保育室		
11月06日(木)	11月07日(木)	11月08日(金)
空き	空き	空き
コメント	コメント	コメント
11/06 18:00更新	11/06 18:00更新	11/06 18:00更新

〇〇〇病児保育室		
11月06日(木)	11月07日(木)	11月08日(金)
満室	満室	満室
コメント	コメント	コメント
11/06 07:30更新	11/06 07:30更新	11/06 07:30更新

病児保育の空き状況を確認できる



お子さまが病気やケガなどしてしまった際、
利用したい病児保育施設に空きがあるか確認できます。
また、病児保育からのコメントや詳細情報も確認できます。

その他にも

予防接種の管理

誕生日と接種状況に応じて、適切なスケジュールを通知します。

地域のお知らせ

お住まいの地域のイベントや、育児・生活情報が届きます。

成長のきろく

お子さまの身長・体重を入力すると、自動でグラフ化されます。

家族で共有

成長記録や思い出を家族全員で共有できます。

アプリストアからダウンロードして、カンタン登録！



＼ 母子モ (ボシモ) で検索！ /

母子モ

検索

or

こちらを
読取り



Web版はこちら

URL <https://www.mchh.jp>

外国語でのご利用も可能！英語・中国語・ベトナム語などの12言語に対応しています。
This service supports 12 languages including English, Chinese, Vietnamese, etc.
※本サービスはGoogle社のウェブサイト翻訳ツールを使用しています。Google翻訳サービスをご利用の際は、
Googleの利用規約をご確認ください。

- ・原則、堺市電子申請システムを使用したオンラインによる申請となります。
- ・本冊子の情報は、令和7年9月1日現在の情報をもとに作成しています。
そのため、今後、内容の一部が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

お問い合わせ

【制度・支払いに関することについて】

堺市役所 子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課

〒590-0078 堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7173 / FAX 072-222-6997

【保育の必要性の認定に関することについて】

堺区役所 堺保健福祉総合センター 子育て支援課

〒590-0078 堺区南瓦町3番1号

TEL 072-222-4800 / FAX 072-222-4801

中区役所 中保健福祉総合センター 子育て支援課

〒599-8236 中区深井沢町2470番地7

TEL 072-270-0550 / FAX 072-270-8196

東区役所 東保健福祉総合センター 子育て支援課

〒599-8112 東区日置荘原寺町195番地1

TEL 072-287-8198 / FAX 072-286-6500

西区役所 西保健福祉総合センター 子育て支援課

〒593-8324 西区鳳東町6丁600番地

TEL 072-343-5020 / FAX 072-343-5025

南区役所 南保健福祉総合センター 子育て支援課

〒590-0141 南区桃山台1丁1番1号

TEL 072-290-1744 / FAX 072-296-2822

北区役所 北保健福祉総合センター 子育て支援課

〒591-8021 北区新金岡町5丁1番4号

TEL 072-258-6621 / FAX 072-258-6883

美原区役所 美原保健福祉総合センター 子育て支援課

〒587-8585 美原区黒山167番地1

TEL 072-341-6411 / FAX 072-341-0611



SDGs未来都市・堺

Sustainable Development Goals Future City, SAKAI CITY